

佐賀県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則をここに公布する。

平成27年 5 月28日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第40号

佐賀県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第 1 項の規定により、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。

第 1 順位 副知事 池田英雄

第 2 順位 副知事 副島良彦

附 則

この規則は、平成27年 5 月29日から施行する。